

【公開版】

| | |
|----------|--------------|
| 日本原燃株式会社 | |
| 資料番号 | 保)濃縮個別 04 R0 |
| 提出年月日 | 2023年8月9日 |

当社他施設保安規定との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別 04 R0】の新規作成版である。

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 概要 | 1 |
| 2. 当社他施設保安規定との整合性に係る説明 | 1 |

添付1：当社各施設の保安規定変更予定箇所比較表（案）

添付2：濃縮安全委員会における審議事項の記載変更

1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と当社他施設保安規定との記載の整合性について説明するものである。

2. 当社他施設保安規定との整合性に係る説明

今回の保安規定における変更内容のうち当社他施設保安規定との整合を図った安全委員会の審議事項の記載については、第 11 条に定める品質・保安会議の審議事項の記載順序と整合させるため、以下の全施設記載方針に基づき、安全委員会の審議事項の記載方法を統一*する。当社他施設保安規定における今後の変更案の記載との整合性を添付 1 に示す。

ウラン濃縮加工施設の保安規定では、全施設統一方針に基づき、審議事項の記載順序等の変更を行う。濃縮安全委員会における審議事項の記載変更を添付 2 に示す。

なお、この変更は 2022 年度の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（第 3 回 2022 年 5 月 30 日）における品質・保安会議に係る事項等の議論を踏まえ、各施設の次回申請時に対応することとしていたものである。

*：廃棄物埋設施設は反映し現在申請中、その他の施設は次回申請時に順次反映予定

【全施設統一方針】

品質・保安会議の審議事項は、①保安規定の内容に係る許認可事項、②社長が必要と認める事項（品質マネジメントシステムに係る事項）、③保安規定の各条で定める事項の順になっていることを踏まえ、安全委員会においては、以下の記載順序とした。

また、「表 1（及び表 2）に掲げる事業部長が制定する規定」及び「〇〇の計画」などの記載について、「第〇条に基づく～」「第〇条の～」のように紐づく条項を記載する。

①許認可事項を記載

②品質マネジメントシステムに係る審議事項として、「表 1（及び表 2）に掲げる事業部長が制定する文書」の後に「保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項」を記載

③保安規定の各条で定める事項として、保安規定に基づく計画等の後に評価結果等を記載

当社各施設の保安規定変更予定箇所比較表（案）

朱記下線部は今後の保安規定変更時において反映予定の記載案である。なお、左記の資格枠は全社統一方針との関係を示す。

| | 加工施設（濃縮） | 再処理施設 | 廃棄物管理施設 | 廃棄物埋設施設 | MOX 燃料加工施設 |
|------------------------------|--|--|---|---|---|
| | 第 3 章 保安管理体制 | 第 2 章 保安管理体制 | 第 2 章 保安管理体制 | 第 3 章 保安管理体制 | 第 3 章 保安管理体制 |
| | (濃縮安全委員会の審議事項、構成等) 第 12 条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 | (再処理安全委員会の審議事項、構成等) 第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 | (貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第 10 条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 | (埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 | (燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) 第 11 条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 |
| 全社統一方針① 許認可事項 | (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 | (1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項 | (1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する事項 | (1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項 | (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 |
| | (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 | (2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 | (2) 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 | | (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 |
| 全社統一方針② 品質マネジメントシステムに係る事項 | (3) この規定の変更 | (3) この規定の変更 | (3) この規定の変更 | (2) この規定の変更 | (3) この規定の変更 |
| | (4) 第 6 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 | (4) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 | (4) 第 3 条の 4 の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定 | (3) 第 6 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 | (4) 表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 |
| 全社統一方針③ 保安規定の各条で定める事項 | (5) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 | (5) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 | (5) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 | (4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 | (5) 加工施設の品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。） |
| | (6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① 第 23 条に基づくカスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。） ② 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第 25 条に基づく年間液化回数 ④ 第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画 ⑤ 第 41 条に基づく加工施設、設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑥ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画 ⑦ 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画 | (6) この規定に基づく以下の計画 ① 第 28 条に基づく試験操作計画 ② 第 29 条に基づく再処理施設の使用計画 ③ 第 29 条の 2 に基づく交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画 ④ 第 29 条の 2 の 2 に基づく火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画） ⑤ 第 29 条の 3、第 29 条の 5、第 29 条の 6 及び第 29 条の 7 に基づく溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画 ⑥ 第 29 条の 4 に基づく火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画 ⑦ 第 76 条に基づく第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ⑧ 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑨ 第 121 条及び第 122 条に基づく保安教育の実施計画 ⑩ 第 124 条第 1 項に基づく再処理施設の定期的な評価の実施計画 | (6) この規定に基づく以下の計画 ① 第 12 条の 3 に基づく火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画） ② 第 12 条の 4 に基づく火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画 ③ 第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 に基づく火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画 ④ 第 13 条に基づくガラス固化体の受入れ計画 ⑤ 第 25 条に基づく第 3 条の 4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ⑥ 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑦ 第 57 条に基づく保安教育の実施計画 ⑧ 第 59 条に基づく定期的な評価の実施計画 | (5) この規定に基づく以下の計画 イ 第 15 条に基づく廃棄物埋設計画 ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画 ハ 第 26 条に基づく調査計画 ニ 第 27 条に基づく修復計画 ホ 第 63 条に基づく保安教育実施計画 ヘ 第 65 条に基づく定期的な評価等の計画 | (6) この規定に基づく保安教育の実施計画の策定及びその変更 |
| | (7) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 | (7) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 | (7) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 | | |
| | (8) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果 | (8) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果 | (8) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果 | (6) 第 65 条に基づく評価の結果 | |
| | (9) その他事業部長が必要と認める事項 | (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 | (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 | (7) その他事業部長が必要と認める事項 | (7) その他事業部長が必要と認める事項 |
| | (以下、略) | (以下、略) | (以下、略) | (以下、略) | (以下、略) |

濃縮安全委員会における審議事項の記載変更

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</p> <p>(5) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(6) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果</p> <p>(7) 第 6 条の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① 第 23 条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。)</p> <p>② 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件設定方法</p> <p>③ 第 25 条に基づく年間液化回数</p> <p>④ 第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>⑤ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2～6(略)</p> | <p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 第 6 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(5) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① 第 23 条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。)</p> <p>② 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件設定方法</p> <p>③ 第 25 条に基づく年間液化回数</p> <p>④ 第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>⑤ 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑥ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画</p> <p>⑦ 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(7) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(8) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2～6(略)</p> |